

医療勤務環境改善支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（平成26年厚生労働省告示第376号）（以下「指針」という。）に基づく勤務環境の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を作成し、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援することにより、医療従事者の負担を軽減し、離職防止・定着を図り、もって安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、指針に基づく改善計画を、とちぎ医療勤務環境改善支援センターの支援を受けて作成し、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施している又は実施を予定している県内に所在する病院及び診療所の開設者とする。ただし、県が設置する病院の開設者、その他知事が定める者を除く。

(補助対象事業)

第3条 この補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業であり、改善計画に定められ、かつその計画に基づいて実施するものであることとする。

- (1) 働き方の改善に関する事業
- (2) 医療従事者の健康の支援に関する事業
- (3) 働きやすさの確保のための環境の整備に関する事業
- (4) 働きがいの向上に関する事業
- (5) その他必要な事業

(補助事業の決定)

第4条 補助事業は、公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助事業を選定し決定する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第6条 実施に当たっては、とちぎ医療勤務環境改善支援センターと連携して実施するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。